

令和7年10月6日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社石川組 秋田県鹿角市十和田大湯字中田1-3

大館桂工業株式会社 秋田県大館市御成町3-7-17

令和7年10月6日～令和7年11月5日（1ヶ月）

地域2（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である（株）石川組及び大館桂工業（株）は、令和4年5月27日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者である大館桂工業（株）の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、元請事業者である（株）石川組の現場代理人と大館桂工業（株）の現場代理人ほか2名との共謀のもと、虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。

このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、同年6月24日、（株）石川組の現場代理人及び大館桂工業（株）に対し罰金20万円、大館桂工業（株）の現場代理人ほか2名に対し罰金10万円の判決が確定した。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1ヶ月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以 上